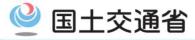
地域公共交通の「リ・デザイン」 地域公共交通活性化再生法改正概要

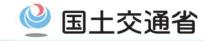
令和5年7月 神戸運輸監理部兵庫陸運部





- 1. 地域公共交通の「リ・デザイン」とは
- 法律
 地域交通法改正の概要
- 3. 予算·地方財政措置
 - ① 地域公共交通リ・デザイン予算一覧(令和4年度補正予算・令和5年度予算)
 - ② 地域公共交通再構築事業(社会資本整備総合交付金)
 - ③ 都市·地域交通戦略推進事業(社会資本整備総合交付金·補助金)
 - ④ エリアー括協定運行事業(令和5年度予算)
 - ⑤ 共創モデル実証プロジェクト(令和4年度補正予算)
 - ⑥ 自動運転実証調査事業(令和4年度補正予算)
 - ⑦ 交通·観光連携型事業(令和4年度補正予算)
 - ⑧ 鉄道からバスへの転換に関する支援
- 4. 財政投融資 交通事業者の持続可能性を高めるためのDX・GX投資に対する金融支援
- 5. 税制特例措置 一般乗合旅客事業者運送事業者に係る税制特例措置の創設
- 6. 都市・地域交通戦略推進事業の補足説明(都市局)
- 7. ローカル鉄道再構築に関する補足説明(鉄道局)
- 8. 交通とまちづくりの一体的な検討について

1. 地域公共交通の「リ・デザイン」とは



- ○ローカル鉄道・路線バスなどの地域公共交通は、地域の社会経済活動に不可欠な基盤。人口減少や少子化、マイカー利用の普及や ライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、**引き続き、多くの事業者が厳しい状況**。加えて、新型コロナの影響により、**一気 に10年以上時間が進んだとの見方もあるほど深刻な状況**。
- ○こうした需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通DX」、車両電動化や再エネ地産地消など「交通GX」、①官民共創、②交通事業者間共創、③他分野共創の「3つの共創」、すなわち、地域の関係者の連携と協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性を高め、地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)を進める。
- ○これにより、『**デジタル田園都市国家構想**』及びこれを具体化する「地域生活圏の構築」の実現と、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする『新しい資本主義』の実現を目指す。

交通DX

自動運転

地方公共団体が地域づくりの一環として行う バスサービスについて、実証事業を支援



▲茨城県境町の自動運転バスの運行

MaaS

交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進



交通GX

交通のコスト削減・地域のCN化

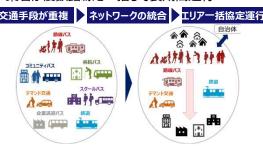
車両電動化と効率的な運行管理・エネルギーマネジメント等の導入を一体的に推進



3つの共創

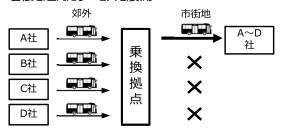
官民の共創

一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、 事業者が複数路線を一括して長期間運行



交通事業者間の共創

複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、 垣根を越えたサービスを展開



他分野を含めた共創

地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現



2. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律。

❷ 国土交通省

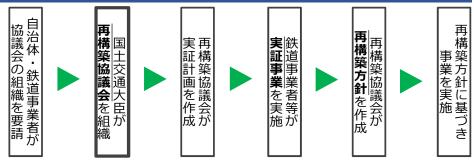
令和5年法律第18号)

地域の関係者の連携と協働の促進 【地域交通法】

- ・**目的規定**に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、**国の努力義務**として、関係者相互間の連携と協働の促進を 追加。
- ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加。

ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充 [地域交通法]

- ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」を創設(協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援)。
- ・また、協議会において①鉄道輸送の維持・高度化 ②バス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは再構築方針を作成。 国は協議が調うよう積極的に関与。
- ・国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組む自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。 <予算>



(協議会では「廃止ありき」「存続ありき」の前提を置かずに議論)

※JR各社は、引き続きJR会社法に基づく「大臣指針」を遵守し、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏ま えて現に営業する路線の適切な維持等に努めることが前提

バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充 【地域交通法】

「地域公共交通利便増進事業」の拡充

- ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準(運行回数等)、費用負担等の協定を締結して行う「**エリアー** 括協定運行事業」を創設。
- ・国は、<u>複数年の支援総額を事前明示</u>するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援(上下分離も可能)。 <予算>

「道路運送高度化事業」の拡充

- ・AIオンデマンド、キャッシュレス決済、EVバスの導入等の **交通DX・GXを推進**する事業を創設。
- ・国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援するとともに、(独) 鉄道・運輸機構の出融資や固定資産税の特例措置により支援できるよう措置。 <予算・財投・税制>



鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設 【鉄道事業法・道路運送法】

地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする協議運賃制度を創設。 (※乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済。)

【目標・効果】: 再構築協議会における協議や地域の関係者との連携・協働を通じ、地域交通を再構築

(KPI) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数 : 67件 (2022年10月時点) ⇒ 300件 (2027年度)

3. ①地域公共交通リ・デザイン関係予算一覧(令和4年度補正予算・令和5年度予算)

地域公共交通確保維持改善事業 (令和4年度補正:415億円 令和5年度予算:207億円)

●地域公共交诵確保維持改善事業

- ・持続可能な地域交通を確保するための継続的な運行支援
- ・公共交通におけるバリアフリー整備加速化
- ・地域公共交通計画などの策定支援

●エリアー括協定運行事業

地方自治体が事業者と協定を締結して 一定エリアの公共交诵を一括して運行 する場合の補助制度を創設



●交诵DX・GXによる経営改善支援事業

地域交通事業者によるGX・DX等による経営効率化の取組支援

- ・FVバス・タクシー、ATオンデマンド交诵
- 実証運行
- ・旅客運送事業者の人材確保

● 自動運転実証調査事業

・自動運転の社会実装に向けた実証事業



●共創モデル実証プロジェクト

- ・他分野・官民・交通事業者間の共創による交通プロジェクト(葉の交通、 共同経営、スタートアップ企業なども支援)
- ・地域交通・まちづくり人材の育成の支援



- ●地域公共交通再構築調查事業 (ローカル鉄道再構築)
- ・ローカル鉄道の再構築協議会設置、調査・実証事業

地域鉄道の安全対策

(令和4年度補正:29億円 令和5年度予算:26億円)

・地域鉄道における安全性向上に資する設備整備支援

交通・観光連携型事業 (令和4年度補正:200億円)

訪日外国人受入環境整備(交通) (令和4年度補正:163億円)

交通事業者が、観光事業者と連携して、地域交通を活用した観光地の 魅力向上・高付加価値化を図る取組

- ・ラッピング列車など観光イベントの開催
- ・新規ツアー商品造成





公共交通におけるインバウンド受入環境整備を図る取組

- ・多言語対応のデジタルサイネージ
- ・キャッシュレス決済設備導入 等



地域公共交通再構築事業等(社会資本整備総合交付金等)

(令和5年度予算:約5492億円の内数等)

●地域公共交通再構築事業

地域交通ネットワークの再構築に必要な鉄道施設・バス 施設のインフラ整備を支援 ※効果促進事業で車両導入可能

都市·地域交通戦略推進事業

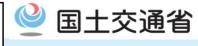
都市の骨格となる公共交通軸の再構築の ため、LRT・BRT・鉄道の走行空間を整備

※先進車両導入支援関連事業 (令和5年度予算:17億円)

交付金と併せてEVバス・自動運転バス などの先進車両を導入 ※非公共予算

3. ②社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業等)

令和 5 年度予算 5,492億円の内数



基幹事業

- 道路
- ○港湾
- 河川

○砂防

- 下水道
- 海岸
- 都市公園
- 市街地整備

○ 住宅

○ 住環境整備

等

- →令和5年度からの拡充
 - ●「地域公共交通再構築」を追加
 - 「市街地整備」の「**都市・地域交通戦略推進事業**」を拡充

効果促進事業

- ○基幹事業の効果を高めるため に必要な事業
- ○全体事業費の2割目途

地域公共交通再構築事業の概要

交付金事業者等 : 地方公共団体、補助対象経費の1/2

対 象 事 業 : 地域公共交通活性化再生法による計画認定を受けて行う鉄道施設・バス施設の整備

※まちづくりとの相互連携等が要件

地 方 財 政 措 置 : 鉄道施設: 地方負担分について、地方債充当率100%、うち45%について交付税措置

バス施設 : 地方負担分について、特別交付税措置80%





軌道の強化 (高速化)



駅舎の 新改築・移設



既存施設の 脚士



充電施設 蓄電池



GX/DX 鉄道車両



停留所 乗換所

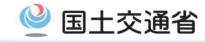


営業所 車庫



X/DX ベス車両

3. ②地域公共交通再構築事業 -社会資本整備総合交付金



利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・ 効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設(基 幹事業の追加は創設以来初めて)

地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、 地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画において中長期的に必要なネットワーク(鉄道・バス路線)を位置付けた場合に、 ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【交付金事業者】地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【補 助 率】1/2

【交付対象事業】 地域公共交通特定事業※の実施計画の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

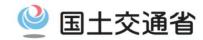
- ※地域公共交通活性化法に基づく、ローカル鉄道に係る公共交通再構築やバス路線の再編等を行う事業実施計画
- ·鉄道施設 (駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等) の整備
- ・バス施設(停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設(発電・蓄電・充電)等)の整備
- ※上記とあわせて、**効果促進事業**(地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途)で、鉄道・バス車両の導入も支援
- ※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限 (1/3は事業者の自己負担)

【補助要件】

- (1) 地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定
- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること ※鉄道については、赤字路線であって再構築協議会(仮称)等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線が対象
- (2) 地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携
- 地方公共団体が作成する、<u>まちづくり/観光等に関する計画(例:立地適正化計画)</u>において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「<u>鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ</u>、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること
- (3) 事業の効果(実効性)を確認するための目標設定
 - ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること
- (4) 実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用
 - 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



3. ③都市·地域交通戦略推進事業 -社会資本整備総合交付金·補助金



- 持続可能な多極連携型のまちづくりの実現には、都心拠点や地域生活拠点の充実に加え、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保が必要。
- 公共交通の活性化にあたっては、土地利用や拠点形成を含めたまちづくりとの連携が不可欠であるため、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等 により地域一丸となって、持続可能な交通軸の形成に係る取組を推進。

都市・地域交通戦略推進事業 - 都市の骨格となる公共交通に対する支援の強化

円滑な交通の確保及び魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、公共交通、自動車、自転車、徒歩など多様なモードの連携が図られた都市の交 通システムを総合的に支援

【補助対象者※】 地方公共団体、法定協議会等 ※ 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能 1/3 (ただし、立地適正化計画に位置付けられた事業等は1/2 にかさ上げ)

【拡充事項】立地適正化計画に位置づけられた、都市の骨格となる、鉄道・LRT・BRT等の公共交通に対する支援の強化

【既存制度】

多様な交通モードの連携を図り、まちと公共交通をつなぐ 都市インフラの整備について支援













【制度拡充内容】

まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通 軸を立地適正化計画等に即地的・具体的に位置づけた場合に、

- 当該公共交通軸を形成する、鉄道・LRT・BRT等の 走行空間(レール・架線等)の整備を支援対象に追加
- 持続可能性・利便性・効率性の高いネットワークへの再構築を図る 観点から、立地適正化計画等に位置付けられた公共交通軸の形成に 必要な交通施設整備について、交通事業者が主体となる場合にも 補助率をかさ上げ(1/3⇒1/2)

※インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援





3. ②地域公共交通再構築事業 -要件・交付対象事業・国費の算定方法



|調 整 中

○地域公共交通再構築事業

地域づくりの一環として、利便性、持続可能性、生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携しつつ、中長期的に必要となる地域公共交通ネットワークの形成に必要な施設整備等を行う事業

①要件

- 一 本事業の実施自治体が、地域公共交通特定事業に関する事項が定められた 地域公共交通計画又は再構築方針を作成していること
- 二 **地域公共交通特定事業の実施計画** (鉄道事業再構築事業実施計画、地域公共交通利便増進計画など) **の大臣認定**を受けていること
- 三 当該自治体が、地域公共交通の活用に関する取組が記載された、**まちづくり計 画**(立地適正化計画その他のまちづくり・観光振興計画)**を作成**していること
- 四 地域公共交通特定事業の実施計画において、地域公共交通の<u>利用者数、事</u>業収支、国・自治体の支出額に関する目標が定められていること
- 五 地域公共交通特定事業の実施計画において、本事業による施設整備を含めた 地域公共交通の利用促進施策に関する事項が記載されていること

②交付対象事業

- 一 <u>鉄道施設</u>の整備等に関する、駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備、 その他の事業の実施に必要な施設整備に関する事業
- 二 鉄軌道からバス等への転換を行う場合の、停留所、車庫・営業所、バスロケ関連設備、EVバス関連設備、線路設備、電路設備、信号保安設備その他の事業の実施に必要な施設整備に関する事業
- 三 <u>バス施設</u>の整備等に関する、停留所、車庫・営業所、バスロケ関連設備、 EV バス関連設備その他の事業の実施に必要な施設整備に関する事業
 - ※三のバス施設は、**地域公共交通確保維持改善事業費補助金(欠損補助)の補助対象事 業者に関する施設**に限定
- 四 整備計画の作成に関する事業

③国費の算定方法

<基幹事業の事業費>

・自治体が実施する事業 : 事業費※の1/2

・自治体の間接補助事業 : 事業費※の1/2を上限として、自治体補助額の1/2

※JR3社·大手民鉄の事業は、事業費の2/3を事業費のベースとして算定

<対象となる事業費>

一 鉄道施設に関する事業(②一)鉄道事業再構築事業実施計画に基づく事業における、鉄道施設の設計費、施設整備費

二 バス等転換に関する事業(②二)軌道運送高度化実施計画、道路運送高度化実施計画、地域公共交通利便増進

実施計画に基づく事業における、設計費、施設整備費 三 バス施設に関する事業(②三)

道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業における、バス施設の設計費、施設整備費

四 整備計画作成に関する事業(②四)

現況調査、利用促進策・地域公共交通の活用方策等に関する総合的な計画の立案、整備手法の調査、交通実験等に要する費用

<効果促進事業の事業費>

社会資本整備総合計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるための必要な事業(効果促進事業の合計額は、計画ごとに、交付対象

事業の全体事業費の20/100を目途)

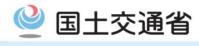
・自治体が実施する事業 : 事業費※の1/2

・自治体の間接補助事業: 事業費※の1/2を上限として、自治体補助額の1/2 ※JR3社・大手民鉄の事業は、事業費の2/3を事業費のベースとして算定

※ 効果促進事業で導入可能な車両は、鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、 GX/DX車両などの先進的な車両(※先進車両導入支援関連事業と同じ)

3. ②先進車両導入関連事業の創設

令和5年度概算決定額 総政局1,500百万円(新規) 観光庁 200百万円 (新規)



地域公共交通の再構築のため、**鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両等、先進的な車両を導入等**す る場合において、導入等の目的に応じて支援ができる事業を創設。 ※対象車両は、地域公共交通再構築事業で導入する場合と同じ

1. 先進車両導入支援等事業

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両など先進的な車両の導入や、その機能改良・高度化に ついての実証研究等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

(対象事業) 先進的な車両の導入、機能改良・高度化の実証研究に関する経費

2.インバウンド先進車両導入支援事業(ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業)

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両など先進的な車両であって、観光コンテンツとしての **インバウンドの魅力向上に資するような観光車両**等を導入することにより、まちづくり・観光政策に寄与し、持 続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

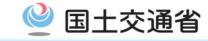
(対象事業) 先進的な車両※の導入、機能改良に関する経費 ※かつ、観光車両としての機能を備えた車両

(補 率)補助対象経費の1/2

(補助対象事業者) 地方公共団体 ※地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

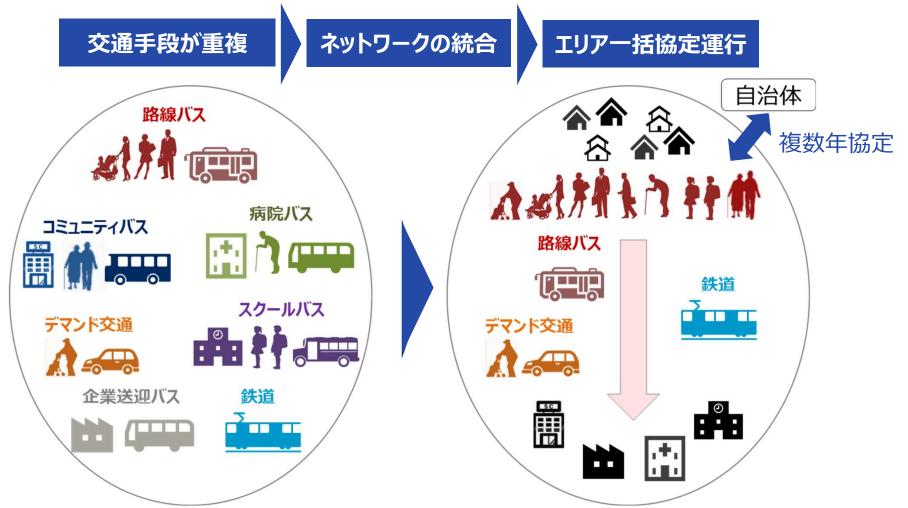
- ※地域公共交通再構築事業(社会資本整備総合交付金)と同様の考え方
 - ・JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限(1/3は事業者の自己負担)

3. ④エリア一括協定運行事業



- 自治体と交通事業者は、**複数年かつエリア単位**で、黒字路線・赤字路線を一括運行する協定を締結。
- 国は、当該運行について複数年(最長5年)定額を支援し、当該支援額を初年度に明示。
- 協定期間中に経営改善により生じた**収益は交通事業者**に帰属。次の協定期間には**要補助額が減少**。

※なお、本事業と関連して、「共**創プロジェクト」「交通・観光連携型事業**」などの 他の支援メニューを活用して、関連事業を実施する場合には、**優先的に採択**



3. ④エリア一括協定運行事業(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(案)



最終調整中

○補助金交付要綱に基づく申請フロー

- ①自治体が、地域公共交通計画に、エリア一括協定運行事業に係る地域公共交通利便増進事業に関する事項(事業概要、実施期間等)を定める
- ②自治体が、交通事業者との間で、エリア一括協定を締結する
- ③自治体が、地域公共交通利便増進実施計画の大臣認定を受ける
- ④法定協議会が、交付要綱に基づいて、エリアー括協定運行事業の補助を申請する

①エリアー括協定運行事業の定義(第18条の3)

- ・地方公共団体が、乗合バス事業者その他の交通事業者との間において、
- ・交通サービス購入費、実施区域、実施期間、運行系統、運行回数、費用負担その他の実施方法に関する協定を締結し、
- ・当該協定に基づいて運行系統を運行する事業であって、
- ・利便増進計画に当該協定に定められた実施方法に関する事項が記載されたもの

②補助対象事業者(第18条の4)

法定協議会(複数の法定協議会も可)

③補助対象期間(第18条の4)

エリア一括協定運行事業に関する協定に定められた、 前年度10/1~当該年度9/30を1年間とする、3~5年の期間

④補助対象事業の基準(第18条の5)

補助対象経費 = 交通サービス購入費

- ・利便増進計画に定める事項として協定に記載された、
- ・実施期間における運行実施者による交通サービスの提供の対価として地方公共 団体が支払う費用であって、
- ・エリア一括協定運行事業の運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、 地方公共団体と運行実施者との間で取り決められた額

補助金交付額

補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、 以下の算定方法により交付

「本事業対象の全運行系統のうち、直近年度」 (=2年前)に旧補助系統(=幹線・フィー 、ダー補助を受けていた系統)の補助金総額

× 実施期間年数 = 補助金交付額総額

⑤利便増進計画の作成主体の考え方

- (1)**原則として、複数市町村で利便増進計画を作成**(複数市町村に跨る旧補助系統を含む事業のため)
- (2) 例外として、単独市町村で計画作成(不参加市町村がある場合)
 - →不参加市町村の旧補助系統の部分を、現行補助の特例として距離等按分により 補助額を分割
- (3)例外として、隣り合う市町村で別の計画作成(異なる別のエリア一括実施の場合)
 - →各市町村に係る旧補助系統の部分を、距離等按分により補助額を分割

⑥地域公共交通計画・利便増進計画への記載事項(第18条の6)

(地域公共交通計画)

- ・本事業における運行系統の当該地域における位置付け、必要性
- ・当該運行系統に係る事業及び実施主体の概要

(地域公共交通利便增進実施計画)

- ・協定に定められた交通サービス購入費、実施区域、実施期間、運行系統、運行回数、費用の総額、負担額その他の事業の内容・実施主体の詳細
- ・実施期間における国の補助金交付額総額等

⑦二期目のエリアー括協定運行事業(第18条の5第4項)

1期目終了後、翌年又は翌々年から、2期目のエリアー括協定運行事業を実施する場合には、2期目の単年度交付額を以下の算定方法により交付

過去3年間の旧補助系統の交付額(※現行補助の基準で算定)の3年平均額

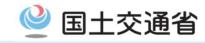
く 1期目の単年度交付額

⑧エリアー括協定運行調査事業(第147条~第150条、別表33)補助対象経費

本事業を実施するに当たっての路線再編やダイヤ改善の検討、エリア一括内における対象系統の選定、住民への交通ニーズ調査、利用者データの分析 等

補助上限 上限1,000万円

3. ⑤「共創モデル実証プロジェクト」(令和5年度)の公募について



地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します!

1.共創モデル実証運行事業

< 特設ウェブサイトでは、第1弾(令和4年度事業)の取組み事例を紹介しています>

交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

【補助対象事業者】

交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等

(「共創プラットフォーム」)

【補助対象経費】

- ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
- ・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
- ・実証運行に要する経費

【補助率・上限額】

補助対象経費の2/3 (上限1億円)

※実証運行など、交通サービスの運行を伴う事業であることが必要です。

2.人材育成事業

共創の取組の促進・普及に向け、地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

【補助対象事業者】 地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、交通関係団体、まちづくり団体等の民間事業者、N P O 法人等

【補助対象経費】 地域交通分野におけるプロデュース・コーディネート人材育成に関する取組実施経費

【補助率・上限額】 定額(上限3千万円)

公募期間

問合せ先

令和 5 年4月21日 \sim 6月20日 $_{16:00}$

事務局(パシフィックコンサルタンツ株式会社) 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等 応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ!

採択審査のポイント等は「公募要領」をご確認ください。

地域交通 共創

検索

[URL] https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/

3. ⑥自動運転による地域公共交通実証事業

🎱 国土

継続

令和5年度当初予算額 : 207億円の内数 令和4年度二次補正予算額 : 415億円の内数

●地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスの自動運転(レベル4)について、持続可能性 (経営面、技術面、社会的受容性等)を検証するため、長期にわたり実証事業の実施が見込まれる事業 を支援

<対象事業者(イメージ)>

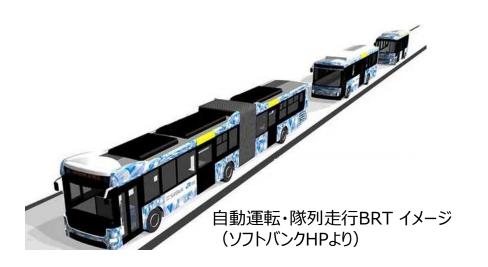
地方公共団体(市町村)及び道路運送事業者等

※ <u>将来的に「レベル4」の自動運転関連技術を</u> 有することが見込まれる者であること。



○実証のポイント

- ・ 自動運転による地域のモビリティ確保や財政的な持続可能性の検証 (公共交通のサービス形態・水準、事業実施に必要となる体制・要員、資金調達・運賃)
- ・ 自動運転技術の経営面、技術面の妥当性及び社会的受容性 等



<対象事業のイメージ>

- ・鉄道の廃線跡における自動走行BRT
- ・定時定路線型の自動運転移動サービス
- ・域内の特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス

<補助対象経費>

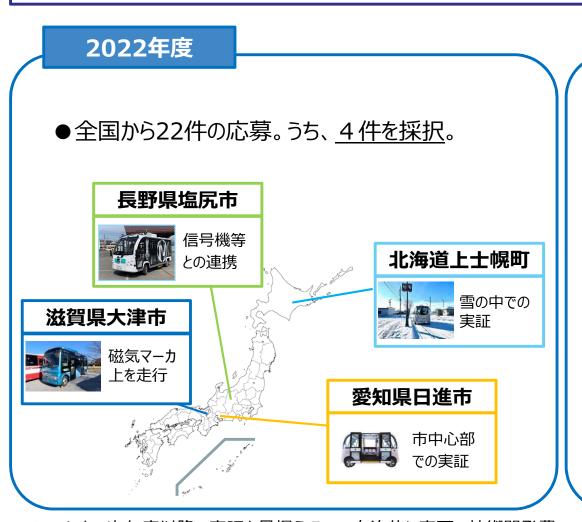
- ・車両改造・自動運転システム構築費
- ·協議会·説明会開催経費
- ・実証運行の経費 等

3. ⑥自動運転による地域公共交通実証事業



● 自動運転について、**2025年度目途 50カ所程度、2027年度 100カ所以上の目標を達成**するため地方の実証事業を支援。**2023年度は30カ所**程度で実施できるよう支援。

※デジタル田園都市国家構想総合戦略(2022年12月閣議決定)



2023年度

自動運転実装化元年

●支援地域の拡大

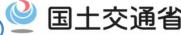
支援地域数

4ヵ所⇒30ヵ所程度



※このほか、次年度以降の実証を見据え5つの自治体に車両の技術開発費等の一部を補助(茨城県境町、茨城県常陸太田市、新潟県佐渡市、兵庫県三田市、沖縄県北谷町)

3. ⑦交通・観光連携型事業(地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化) 型 国土交通省



交通事業者が、地域の観光資源とタイアップし、観光イベントの実施、車両等の観光資源化・関連施設の高品質化等により、地域の 集客力とアクセス性の向上を両立しつつ、**地域観光の高付加価値化**を目指す事業の取組について支援を行い、もって、観光地の魅力向 上と交通事業者の高品質化の両立を図る。

※第1回公募を2~4月に実施済み、第2回公募を7月31日まで実施

支援スキーム

交通事業者が、地域の観光関係者と連携して、

観光地への誘客、地域内の周遊性の向上、観光地としてのブランドカの強化に資するような取組等を支援。

※いずれも観光地、観光施設、宿泊施設等の利用者増加や収益力向上の効果が見込めるものであること。

【交通事業者】(バス、タクシー、鉄道、旅客船事業者、航空事業者等 最低1者)







【観光事業者】(観光関係事業者等 最低1者)







バス事業者

鉄道事業者

旅客船事業者

航空事業者

支援事業例

事業費の1/2を補助(イベント開催経費、企画乗車船券、プロモーション経費、実証運行、車両改造費等から複数メニューを実施)

【貸切バス・生活交通】 旅行会社等と連携した新規ツアーの実施



- ●ツアープロモーション経費
- ●旅行会社等と連携して造成する新規ツアー のために生じた運行経費 等

【生活交诵】

宿泊施設等と連携した観光の足としての 生活交通の活用



- ●宿泊施設と連携したダイヤ改正経費
- ●実験期間中の運行費 プロモーション費用 等

【イベント】

地域交通を活用した観光イベント開催



【支援対象例】

- ●イベント列車改造経費
- ●イベント列車運行費 プロモーション費用 等

【航空·空港】

航空・空港を核として地域の観光資源

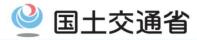


【支援対象例】

●旅行会社等と連携して造成する新規ツアーの ために生じた運行経費・プロモーション経費等15

3. ⑧鉄道からバスへの転換に対する支援

(補助率:1/3等)



- ○バスへの転換にあたり、地域のまちづくりや住民の生活様式も踏まえ、利便性の向上を実現するために以下の支援を実施。
 - ・通院通学需要や、他の交通機関との乗り継ぎを考慮した、増便やきめ細やかなダイヤの設定
 - ・地域の交流拠点や学校・病院の場所を踏まえた停留所の設定

項目	支援内容		補助メニュー	
①車両	バリアフリー対応バスの車両購入補助 (補助率:1/2等)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	地域公共交通確保維持改善事業 訪日外国人旅行者受入環境整備 緊急対策事業 社会資本整備総合交付金 <u>[拡充]</u>	
②運行費	運行費の欠損補助 (補助率:1/2)	>	地域公共交通確保維持改善事業	
③施設	停留所、待合所、営業所、電気自動車の 充電器等の整備補助 (補助率:1/3等)	A A A	社会資本整備総合交付金 <u>[拡充]</u> 地域公共交通確保維持改善事業 バス事業者の固定資産税の減免 [新規]	
④デジタル化	ICカード、バス位置情報アプリ、 Wi-fi、GTFS等の整備補助 (補助率:1/3)	>	訪日外国人旅行者受入環境整備 緊急対策事業	Sulea 1
⑤電動バス 自動運転	電動バス導入費、自動運転の実証運行経 費の補助 (補助変・1 /3等)	>	地域交通のグリーン化に向けた 次世代自動車の普及促進事業 地域公共交通確保維持改善事業	

等

4. 交通・物流事業者の持続可能性を高めるためのDX・GX投資に対する金融支援^{令和5年度財政投融資}。92億円

- 交通事業者は、従来からの厳しい経営環境に加え、**コロナ禍による需要減、燃料費の高騰・不安定化等**によって危機に瀕しており、 また、物流事業者についても、トラック・ドライバーの時間外労働時間規制(物流の「2024年問題」)やカーボンニュートラル(CN) への対応等の厳しい課題に直面している。
- こうした状況を打開するためには、DXやGXを通じたサービスの効率化・高度化による利便性の向上と、事業者の生産性の向上に よる経営力の強化が不可欠であるが、それらの投資は長期、多額、大規模にもなり得、民間金融のみでは資金を賄うことが困難。
- このため、**財政投融資を活用**し、投資の促進を図る((独)鉄道・運輸機構を通じた金融支援の実施)。

支援対象事業(交通)

※地域交诵法に基づく制度

交通DX・交通GXによる利便性向上と経営力強化を図る事業 (出資・融資により支援)

交通DXの支援対象(例)

効率的なルート決定が可能となるAI オンデマンド交通の導入や、 路線バスや鉄道への非接触型クレ ジットカード決済手法・ORコード決済 手法の大規模導入と定期券購入のオ ンライン化

AIオンデマンド交通 (スマホや電話で乗車予約→AIによるルート決定)



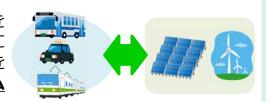
非接触型クレジットカード・ORコード (データ収集→路線・ダイヤの効率化)





交通GXの支援対象(例)

EV車両の大規模導入と、その運用を 可能にするための運行管理システムに 充電管理を一体的に実施する機能を 加えたエネルギーマネジメントシステム の構築



支援対象事業 (物流)

※物流総合効率化法に基づく制度

物流DX・物流GXによる効率化、生産性向上及び環境負荷低 減を図る事業(融資により支援)

物流DXの支援対象(例)

物流拠点における、AIを搭載したロ ボットやシステムの導入、倉庫内作業 の効率化のための立体自動倉庫や無 人搬送車等の導入



無人搬送車

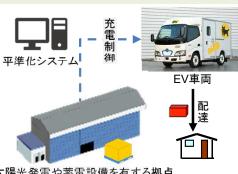




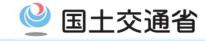


物流GXの支援対象(例)

各物流拠点における、EVトラックの 大規模導入と、太陽光発電や蓄電 施設等を活用したエネルギーマネジメ ントシステムの構築



4. 財政融資対象イメージ(令和4年12月9日財政制度等審議会 財政投融資分科会資料より)



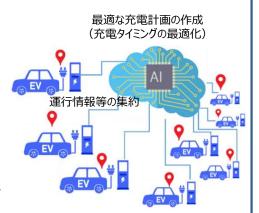
融資対象イメージ①(交通DX)

- **路線バス**への**非接触型クレジットカード決済手法**や**QRコード決済手法**の大規模導入、定期券購入のオンライン化等を推進する。
- これにより、**外国人旅行者を含む利用者のキャッシュレス決済環境の整備、窓口業務の効 率化**を図る。更に、利用者データを活用し**運行路線・ダイヤの効率化**等を実施する。
- これらを通じ、**利用者の利便性向上**や**事業者の経営力強化**を推進することによって、地域 旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る。



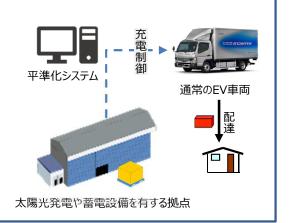
融資対象イメージ②(交通GX)

- **EVタクシーの大規模導入**と、その運用を可能にするための配車システムに給電管理を一体的に実施する機能を加えた**エネルギーマネジメントシステムの構築**を推進する。
- これにより、**車両・充電設備の最適配置、給電時の機会損失減少**、**電気代低廉化**等を 図る。
- これらを通じ、**事業者の経営効率化**を通じた持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保を図るとともに、**2035年の乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする** 政府目標※1の達成に貢献する。

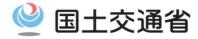


融資対象イメージ③(物流GX)

- 各物流拠点において、**EVトラックの大規模導入**と、太陽光発電や蓄電施設等を活用した**エネルギーマネジメントシステムの構築**を推進する。
- これにより、**物流ダウンタイム(車両の停滞)削減、車両・充電設備の最適配置、電 力需要の平準化**等を図る。
- これらを通じ、**物流業務の効率化の促進**を図るとともに、**2030年の小型トラック新車 販売に占める電動車の割合を20~30%とする政府目標**※1**の達成に貢献**する。

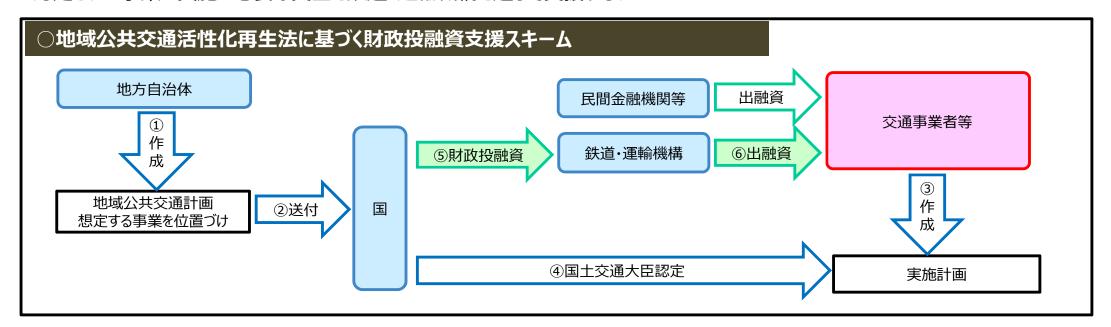


4. 地域交通法に基づく支援の枠組み



【制度の概要】

○ 地域交通ネットワークの持続可能性を確保するため、道路運送サービスの高度化を図る事業や利便性の向上を図る事業を認定し、 認定された事業の実施に必要な資金を鉄道・運輸機構を通じて支援する。



現在の支援対象事業

バス事業について、定時性、速達性、快適性等の向上を図る事業

- ・BRT(Bus Rapid Transit)の導入
- ・バス路線の再編

追加予定の支援対象事業

バス及びタクシーのDX・GXによる利便性向上と経営力強化を 図る事業

・交通DX:汎用型キャッシュレス決済への刷新

·交通GX: EV車両、エネルギーマネジメントシステムの導入 等

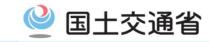


T TO THE

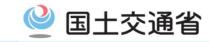


充電設備

汎用型キャッシュレス



- ○DX・GXならどのような取組みでも対象なのか。
 - →政策的意義の高い長期、多額、大規模な投資を支援するという財政投融資の性質上、 思い切ったDX・GX投資へのチャレンジが対象になります。 (そのため、例えばEVを1台試しに導入するといった場合は補助制度をご活用ください。)
- ○地方自治体からの補助や同様の金融支援(いわゆる裏負担)は必要なのか。
 - →必要ありません。
- ○国の補助金や自治体の補助金と重ねて、財投を活用することはできるか。
 - →可能です。財投を活用する取組は、政策的意義の高いものであることから、国の補助金を 併用する場合が多いと考えています。多くの補助金では、事業者の負担が生じるため、 その部分にこの財投を活用いただくことも考えられるかと思います。
- ○本制度の出資・貸付対象は交通事業者だけか。
 - →事業に対して出資・貸付が行われるため、対象は交通事業者に限りません。交通事業者と 連携して取り組む事業者(例:IT事業者、車両リース会社、自治体等)も対象になります。
- ○地域公共交通計画への道路運送高度化事業に関する記載は、どの程度の分量になる想定か。
 - →例えば資金計画等の事業経営に関する記述は必要ありませんので、他の特定事業と同様、 数ページ以内となるものと想定しています。具体的な案件に応じて個別にご相談ください。



- ○道路運送高度化事業計画の大臣認定に必要な要件はどのようなものか。
 - →政策的意義に加えて、事業実施の確実性等を把握することになります。具体的には資金計画を 含めた事業計画等を確認させていただくことになります。具体的な案件に応じて個別にご相談ください。
- ○計画の大臣認定を受ければ出融資を受けられるのか。
 - →財投機関たる(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構による金融審査が必要になります。融 資契約は財投機関と締結することになります。
- ○財政投融資の貸付利率はどの程度か。
 - →貸付期間等により異なりますが、例えば、5月1日時点での、貸付期間8年、固定金利、据置期間2年の場合は、0.2%です。利率については、毎月財務省が一定の計算式に基づき公表しています。

https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/flf interest rate/kinrir5/kashi202 30427.html

これら以外のご質問や、個別の事業についてのご相談については、いつでもお問合せください!

5. 一般乗合旅客自動車運送事業者に係る税制特例措置(固定資産税・都市計画税)

国土交通省

地域公共交通の確保に取り組む乗合バス事業者が、カーボンニュートラル等への対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電時に要する土地を含む。)に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置(R5税制改正で新設)。

施策の背景

- 〇乗合バス事業は輸送人員の減少による厳しい経営環境にある中でも、「地域公共交通の最後の砦」として生活に必要な交通 サービスを提供し続けることが期待される。
- 〇EVバスは、低騒音による静穏な車内環境、円滑な加速性能による揺れの低減及び高齢者等の車内事故の防止などの点において利便性・安全性の高いものであり、EVバスの導入によって地域公共交通の活性化を実現することが期待される。

特例の内容

<u>1. 対象資産</u>

EVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電時に要する土地を含む。)

※地域公共交通計画で自治体が位置づけた路線のうち、EVバスが導入される 営業所において運行する路線を維持することが一般乗合旅客自動車運送 事業者が定める道路運送高度化実施計画で担保された場合に限る。

2. 特例率

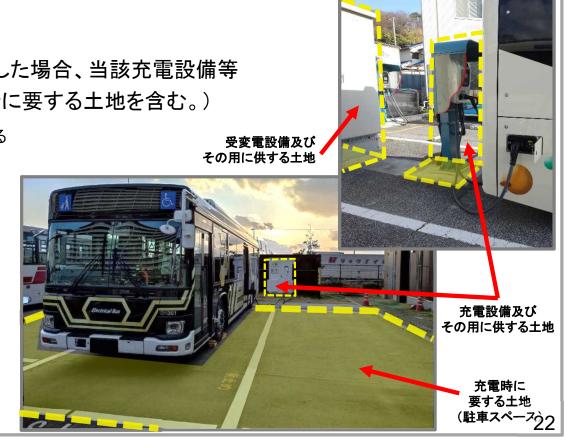
1/3 (最初の5年度分)

3. 適用期限

令和5年4月1日~令和10年3月31日(5年間)

4. その他

改正地域交通法の「道路運送高度化事業」に EVバスを用いた事業を新設(第2条第7号ハ)。



特例の内容

- ・本特例措置を受けるためには、改正地域交通法に基づき、地方公共交通計画及び道路運送高度化実施計画を作成する必要があります。
- ・地方公共交通計画は自治体が作成し、道路運送高度化実施計画は乗合バス事業者が作成し国土交通大臣の認定を受けます。
- ・両計画に基づいて、乗合バス事業者がEVバスの充電施設を導入した場合に、①償却資産である充電施設及び②充電 に必要な土地が固定資産税特例の対象(事業開始の翌年度から5年間固定資産税が1/3に減額)となります。

特例の対象

- ①償却資産である充電施設とは、
 - ・電気自動車の充電のために必要な設備(例:キュービクルなどの変電施設や充電器) (充電施設等の償却資産は、改正地域交通法の施行日以後に取得したもの又は令和4年度補正予算若しくは令和5年当初予算の補助金で 取得されたものを含みます。詳細は地方税法施行令をご覧ください。)
- ②充電に必要な土地とは、
 - ・電気自動車の充電のために必要な設備を設置する土地(例:変電施設・充電施設が設置されている土地の面積)
 - ・充電に際してバスを駐車するために必要な土地(例:EVバス駐車スペースのうち、充電施設のケーブルによって同時に充電施設に接続される台数分の土地の面積)

となります。

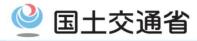
◆充電に必要な土地の例(同時に充電できる口数が2台分の場合)

25m²

変電器



- ・左記の例の場合、水平投影面積の38+8+38+25=109㎡が充電に 必要な土地の面積として、特例の対象になります。
- ・償却資産の土地面積は、変電施設・充電施設を設置するための台 の水平投影面積になります。詳細は地方税法施行規則をご覧くだ さい。



実施計画記載事項

①事業を実施する区域

→地域公共交通計画の区域内であること(充電器およびEVバス車両を配置する営業所の所在情報、EVバス車両の投入が予定されるバス路線情報など)

②事業の内容

→必要なEVバスの台数、導入に係るスケジュール、EVバスを導入する営業所、運行を継続する路線(取得する充電器・変電設備の情報(数量、諸元等)、特例対象となる「充電の用に供する土地」および「充電時に要する土地」の面積のわかる資料(実測図面や工事図面)、導入する車両の数および車両情報(諸元情報、取得・導入時期等)

③事業の実施予定期間

→計画期間は計画目標や地域の実情等を踏まえ、柔軟な設定が可能(5年程度としている計画が多い。)

④事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

→事業者の投資、国・自治体の補助金等(償却資産およびEVバス車両の取得額、調達主体と併せて、リースの有無や 補助金の活用有無も併記。国の補助金がある場合は補助金交付通知書の写しなど)

⑤事業の効果

→地域交通法および基本方針の趣旨を満たす効果を記載







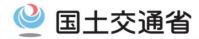


等

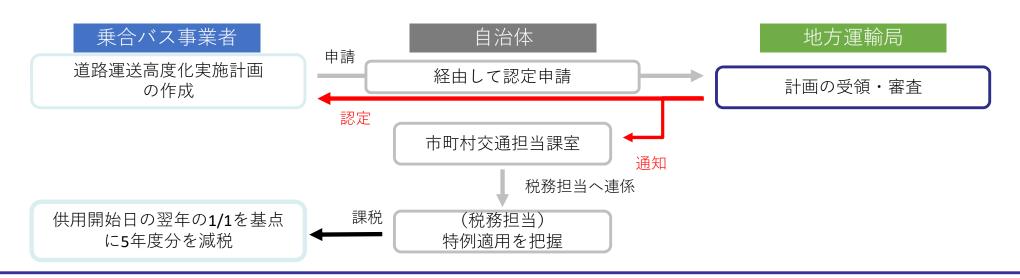
留意事項

- ・本税制特例の適用を受けるためには、乗合バス事業者が、地域公共交通計画で自治体が位置づけた路線のうち**電気自動車が導入される営業所において運行する路線を、計画期間において継続して運行することを道路運送高度化実施計画に記載し、国土交通大臣の認定を受けることが必要です。**
- ·計画どおりの路線の維持ができない場合は勧告等の対象となり、最終的には認定の取消しもあり得ます。

道路運送高度化実施計画の作成スキーム



- ・道路運送高度化実施計画は、乗合バス事業者が作成します。
- ・自治体は、道路運送高度化実施計画が地域公共計画に沿ったものになっているか確認の上、運輸局に申請します。



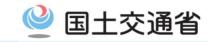
●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(抜粋)

(道路運送高度化実施計画の認定)

- 第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
- 2 <u>前項の規定による認定の申請は、関係する地方公共団体を経由して行わなければならない</u>。この場合において、関係する地方公共団体は、当該道 路運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
- 3 <u>国土交通大臣は</u>、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その道路運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その<u>認定をする</u>ものとする。
 - 一 道路運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 道路運送高度化実施計画に定める事項が道路運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 道路運送高度化実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業について、その内容が道路運送法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。
- 4 (略)
- 5 <u>国土交通大臣は、</u>第三項の<u>認定をしたときは、</u>遅滞なく、<u>その旨を関係する地方公共団体に通知する</u>ものとする。

6~9 (略)

8. 交通とまちづくりの一体化(地域における議論の活性化に向けて)



- **交通を地域のくらしと一体として捉え**、地域の多様な関係者の「共創」によりその維持・活性化に取り組む。
- その際に、『交通分野の**データ分析を地域の多様な関係者間の議論**に活かしていきたい』

『地域くらしと一体的にとらえるために、**交通データと沿線状況のデータを一体的に分析**したい』

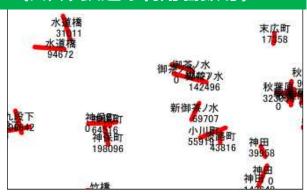
○ そのような地域の思いの実現に向けたモデル的な取り組みを実施

(取り組みを通じて各種相談に対応)

交通のデータ(バスや鉄道の利用者数等)

○一部公開され ている情報は 存在

○地図等での 可視化には加 工が必要



事例:駅別乗降客データ(国土数値情報)

都市のデータ(沿線の状況など)

○比較的多く のデータが可 視化され、一 般公開



一体的に分析することで地域の特性・課題を把握

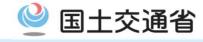


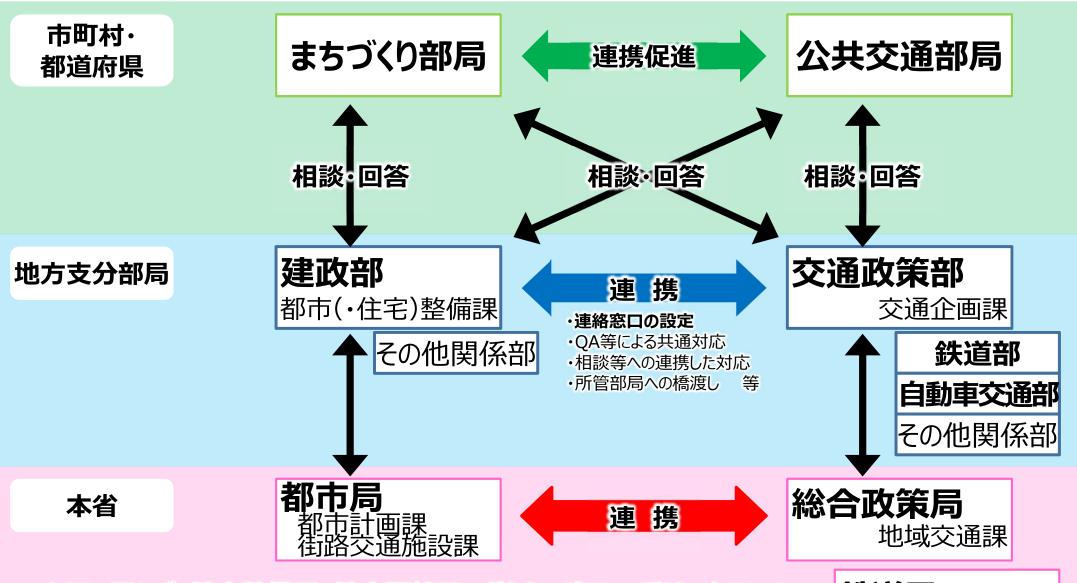


- ○説明会では具体の分析イ メージをご紹介
- ○ご関心を持った地域のご 相談に、お応えします
 - ・交通データの扱い方
- ・動画のような分析手法/ これらを活用した議論 等

「都市構造可視化計画」で検索(https://v4.mieruka.city/)

【最後に】社会資本整備総合交付金活用などまちづくりと公共交通の連携について





※上記に限らず、地方整備局、地方運輸局のどちらの窓口で受けてもワンストップで対応が可能なよう、日頃から密に情報共有を図ってまいりますので、まずは、地方整備局建政部、地方運輸局交通政策部・鉄道部・自動車交通部など、普段お付き合いのある部署にご相談ください!

鉄道局鉄道事業課

自動車局旅客課